

令和7年度事業（案）について

【取組方針】

市内大学等との連携を通じて、若年層への消費者教育の拡充に取り組むほか、スマホを入り口とした高齢者の消費者トラブルが後を絶たないため、啓発手法の一環として、シニア向けスマホ教室を実施する。

また、高齢者の特殊詐欺被害も令和5年以降、高い水準で推移しているため、被害防止に向け、各所と連携した取組を引き続き実施する。

【主な事業（案）】

(1)市内大学等との連携

- ・ 学生らを招いてのセンター見学会を実施する。
- ・ 市内中学校教職員に対し、出前講座の周知および利活用を依頼する。

(2)シニア向けスマホ教室の実施

- ・ 市役所周辺の市内中心部では実施せず、地域に出向いて実施する。
- ・ 講師は、市内高齢者によるNPO法人に依頼し、講座内容はその時々トラブル事例を盛り込む。

(3)特殊詐欺被害防止に向けた取組の実施

- ・ 65歳以上の市民を対象とした、特殊詐欺被害防止対策機器の無償貸与を実施する。（200台を予定）
- ・ 警察や福祉部門等と連携したイベント、取組等を通じて、幅広い注意喚起を実施する。

【期待される効果】

- (1)若年層への消費生活センターの役割・機能を周知するほか、消費生活センターの利活用促進を図る
- (2)高齢者のスマホ利活用の促進を図る
- (3)特殊詐欺被害の防止による市民の安全・安心の確保